

別記様式

随 意 契 約 結 果 書

件名及び数量	令和7年度那覇空港国際線ターミナル地域再編事業に伴う発掘調査業務
契約担当官等の氏名並びに所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 那覇港湾・空港整備事務所長 高阪 雄一 沖縄県那覇市港町二丁目6番11号
契約締結日	令和7年7月28日
契約の相手方の氏名及び住所	那覇市長 知念 覚 沖縄県那覇市泉崎一丁目1番1号
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	6,611,000円(税込み)
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	6,611,000円(税込み)
随意契約によることとした理由	別紙の通り
備考	

随意契約理由書

1. 業務件名

令和7年度那覇空港国際線ターミナル地域再編事業に伴う発掘調査業務

2. 場所

那覇市港町2-6-11

3. 契約の相手方

那覇市長 知念 覚

〈所在地〉那覇市泉崎1丁目1番1号

4. 随意契約適用法令

会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号

5. 当該業務の目的・内容及び随意契約の理由

(1) 目的・内容

本業務は、那覇空港国際線ターミナル地域再編事業地区において、埋蔵文化財が確認されたことで、過年度実施した「令和6年度那覇空港国際線ターミナル地域再編事業に伴う発掘調査業務」の資料整理、土壌サンプルの化学分析・図面編集を行う業務である。

(2) 随意契約理由

埋蔵文化財の発掘主体については、「今後の埋蔵文化財保護体制のあり方について（報告）」（平成20年3月31日埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会）において以下のとおり基本的な考え方が示されている。

行政目的で行う調査は、埋蔵文化財の保護措置として行われるものであり、その成果は相互に関連する埋蔵文化財行政の各段階における行政措置や施策に的確に反映させ、地域において確実に蓄積し、地域や住民のために将来にわたり守り伝えなければならない。したがって、記録保存調査を含め行政目的で行う調査全般については、可能な限り地方公共団体が調査主体となって実施することが望ましい。

本業務の遂行にあたっては、発掘調査、遺物調査及び資料整理について専門的且つ高度な知識と豊富な経験を有している事が必要である。那覇市教育委員会は、文化財保護法を熟知し、専門的且つ高度な知識と豊富な経験を兼ね備えており、適切な対応能力を備えた十分な数の専門の職員を確保している。

以上のことから、本業務を円滑且つ的確に遂行するためには唯一の契約相手方と判断するものであり、このため、本業務は、会計法第29条の3第4項及び予決令102条の4第3号により那覇市長と随意契約を行うものである。